

平成26年1月

関 係 各 位

日本関税協会横浜支部

関税率表解説及び分類例規の一部改正について

横浜税関業務部から、以下の周知依頼がありましたのでお知らせ致します。

1. 周知内容

○関税率表解説（平成23年11月18日財関第1318号）の一部改正（別紙1）

○分類例規第1部【国際分類例規】（昭和62年12月23日蔵関第1299号）の一部改正  
(別紙2)

○分類例規第2部【国内分類例規】（昭和62年12月23日蔵関第1299号）の一部改正  
(別紙3)

2. 適用

平成26年3月1日以降 申告される貨物

3. 本件に関する問い合わせ先

横浜税関業務部 首席関税鑑査官 045-212-6156、6157

## 新旧対照表

別紙3

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
42. 02項	<p>3. 第42. 02項の取扱いについて</p> <p>(省 略)</p> <p>記</p> <p>1. 及び2. (省 略)</p> <p>3. 長期間の使用を目的としない容器 第42類注3 (A) (a)により、第42. 02項から除外されている「長期間の使用を目的としない」とは、次のいずれかに該当する場合をいうものとする。</p> <p>① 一時的に使用する単なる消耗品（反復使用を目的としない。）</p> <p>② サービス品として無償で提供されるもので、一般に反復使用しないと認められるもの（材質は問わない。）</p> <p>③ 耐久性に乏しいもの（熱圧着、高周波溶着、縫製等の加工が粗雑なもの）</p>	<p>42. 02項</p> <p>3. 第42. 02項の取扱いについて</p> <p>(同 左)</p> <p>記</p> <p>1. 及び2. (同 左)</p> <p>3. 長期間の使用を目的としない容器 第42項注3 (A) (a)により、第42. 02項から除外されている「長期間の使用を目的としない」とは、次のいずれかに該当する場合をいうものとする。</p> <p>① 一時的に使用する単なる消耗品（反復使用を目的としない。）</p> <p>② サービス品として無償で提供されるもので、一般に反復使用しないと認められるもの（材質は問わない。）</p> <p>③ 耐久性に乏しいもの（熱圧着、高周波溶着、縫製等の加工が粗雑なもの）</p>
4203. 21	<p>2. 野球用のもの（輸入統計細分210）</p> <p>(省 略)</p>	<p>4203. 21</p> <p>2. 野球用グローブ及びミット（バッティンググローブを除く。）（輸入統計細分210）</p> <p>1. 本細分には、野球（ソフトボールを含む。）用で、直に捕球するため用いるもののほか、それ以外のバッティンググローブ及び備用インナーグローブ等も分類される。</p> <p>2. 上記のバッティンググローブとは、打撃の際に使用される手袋であり、バットと手の間のグリップ力を高める機能がある。本品の形状は、以下のとおりである。</p>

## 新旧対照表

		改正後	改正前
44. 18項	<p>2. 建築構造用に供される集成材及び単板積層材であることを示す技術的資料に含まれる日本農林規格（JAS）の格付の表示について</p> <p>上記「44.18 項 1. 第 44.18 項の建築用木工品と第 44 項の他の項目との物品との区分」のうち、(3) の注 4 「技術的資料」に含まれる「日本農林規格（JAS）の格付の表示」は、下記のものをいう。</p> <p>1. 構造用集成材 (省略)</p> <p>2. 構造用単板積層材 昭和 63 年 10 月 11 日付農林水産省告示第 1598 号「構造用単板積層材の表示の様式及び表示の方法」の一の 2 「構造用単板積層材」に規定するもので、かつ、平成 20 年 5 月 13 日付農林水産省告示第 701 号「単板積層材の日本農林規格」の第 4 条「表示」中の「表示の方法」1 (1) アにより「A種構造用単板積層材」と記載されたもの及び同「表示の方法」1 (1) イにより「B種構造用単板積層材」と記載されたものの</p> <p>(注) 構造用単板積層材について「技術的資料」の附属が考慮されるのは、当該製品が上記「44.18 項 1. 第 44.18 項の建築用木工品と第 44 項の他の項目との区分」中、(3) の口の(二)で規定する寸法に該当する場合であることに留意する。</p> <p>3. 建築構造用に供される集成材及び単板積層材であることを示す技術的資料に含まれる日本農林規格（JAS）の格付の表示に係る農林水産省告示等について</p> <p>(省略)</p>	<p>44. 18項</p> <p>2. 建築構造用に供される集成材及び単板積層材であることを示す技術的資料に含まれる日本農林規格（JAS）の格付の表示について</p> <p>上記「44.18 項 1. 第 44.18 項の建築用木工品と第 44 項の他の項目との物品との区分」のうち、(3) の注 4 「技術的資料」に含まれる「日本農林規格（JAS）の格付の表示」は、下記のものをいう。</p> <p>1. 構造用集成材 (同 左)</p> <p>2. 構造用単板積層材 昭和 63 年 10 月 11 日付農林水産省告示第 1598 号「構造用単板積層材の表示の様式及び表示の方法」の一の 2 「構造用単板積層材」に規定するもので、かつ、平成 20 年 5 月 13 日付農林水産省告示第 701 号「単板積層材の日本農林規格」の第 4 条「表示」中の「表示の方法」1 (1) アにより「構造用単板積層材」と記載されたもの (注) 構造用単板積層材について「技術的資料」の附属が考慮されるのは、当該製品が上記「44.18 項 1. 第 44.18 項の建築用木工品と第 44 項の他の項目との区分」中、(3) の口の(二)で規定する寸法に該当する場合であることに留意する。</p> <p>3. 建築構造用に供される集成材及び単板積層材であることを示す技術的資料に含まれる日本農林規格（JAS）の格付の表示に係る農林水産省告示等について</p> <p>(同 左)</p>	

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日農林省令第 1299 号）】  
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

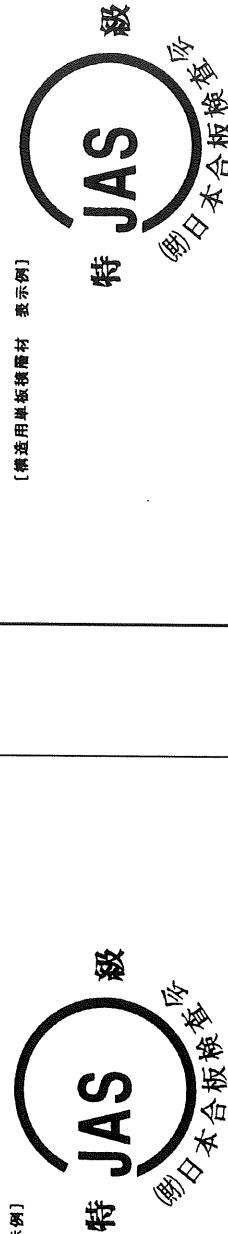
農林水産省告示第 701 号（平 20.5.13）  
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 9 条において準用する第 7 条第 1 項の規定に基づき、単板積層材の日本農林規格（昭和 53 年 8 月 8 日農林水産省告示第 106 号）の全部を次のように改正し、同法第 11 条第 1 項の規定に

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日農林省令第 1299 号）】  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
	<p>基づき、公示し、平成 20 年 8 月 11 日から施行する。</p> <p>単板積層材の日本農林規格          (構造用単板積層材の規格)</p> <p>第 4 条 構造用単板積層材の規格は、次のとおりとする。</p> <p>表示</p> <p>表示の方法</p> <p>1 表示事項の項の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われること。</p> <p>(1) 品名          ア A種構造用単板積層材にあっては、「A種構造用単板積層材」と記載すること。          イ B種構造用単板積層材にあっては、「B種構造用単板積層材」と記載すること。          ウ C種構造用単板積層材にあっては、「C種構造用単板積層材」と記載すること。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>基づき、公示し、平成 20 年 8 月 11 日から施行する。</p> <p>単板積層材の日本農林規格          (構造用単板積層材の規格)</p> <p>第 4 条 構造用単板積層材の規格は、次のとおりとする。</p> <p>表示</p> <p>表示の方法</p> <p>1 表示事項の項の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われること。</p> <p>(1) 品名          ア 「構造用単板積層材」と記載すること。          (以下省略)</p> <p>(同 左)</p>

〔構造用単板積層材 表示例〕



〔構造用単板積層材 表示例〕

品 名	A種構造用単板積層材	構造用単板積層材
接着性能	使用環境 A	使用環境 A
樹種名	ラシアタバイン	ラシアタバイン
寸 法	長 5,450mm × 幅 180mm × 厚 105mm	長 5,450mm × 幅 180mm × 厚 105mm
1. 曲げ性能	1.00E-3.75F	1.00E-3.75F
2. 水平せん断区分	5.5V-4.7H	5.5V-4.7H
販売業者		販売業者

品 名	A種構造用単板積層材
接着性能	使用環境 A
樹種名	ラシアタバイン
寸 法	長 5,450mm × 幅 180mm × 厚 105mm
1. 曲げ性能	1.00E-3.75F
2. 水平せん断区分	5.5V-4.7H
販売業者	